

早稲田大生協 英語でコミュニケーション講座のお申し込みをご検討のみなさまへ

早稲田大生協 英語でコミュニケーション講座（以下、「英語講座」といいます）のお申し込みにあたっては事前に下記事項を必ずご確認頂きますようお願いいたします。

事業者名：早稲田大学生協同組合

住所：東京都新宿区西早稲田 1-6-1

電話：03-3207-8611

【ご確認事項】

※ 内容を十分お確かめください。

1. 英語講座は英語のコミュニケーション能力アップのために、講義及びサポートを受けながら、20回の講座を行います。受講料は99,800円（税込）になります。
2. 講座の内容・スケジュールは変更する場合があります。ただし、変更の際は事前にご連絡いたします。
3. 英語講座に関わるテキスト・問題集・レジュメ・その他の印刷物、使用データなど(以下「教材」といいます)を早稲田大学生協同組合（以下、「大学生協」といいます）に無断で複製・複写することは一切できません。
4. 英語講座を受ける権利を他人に譲渡することはできません。

5. クーリング・オフに関する事項

- (1) 英語講座は、申込金を所定の大学生協窓口が受理した時点をもって契約成立とします。
- (2) 契約書面を受け取った日を含む8日間は、書面により無条件に英語講座の役務提供契約の申し込みの撤回（当該契約が成立した場合は当該契約の解除）を行うこと（以下、「クーリング・オフ」といいます）ができます。
- (3) 前項に規定する解約の効力は、契約解除の通知書面を大学生協へ提出、もしくは郵送して頂いた日（郵便消印日付）から生じます。
- (4) この場合は、お申込者は違約金や損害賠償を支払う必要はありません。既に英語講座受講料（教材代金含む）の全部または一部を支払われている場合は、速やかに大学生協よりその金額の返還を受けることができます。
- (5) クーリング・オフが不実告知による誤認または威迫による困惑によって行使されなかった場合には、改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む8日を経過するまでは、クーリング・オフができます。

6. 中途解約（クーリング・オフが可能な期間の経過後の契約解除）に関する事項

- (1) 英語講座開始前までの契約解除の場合、講座受講料（教材代金含む）から8,800円及び使用された教材の価格相当額を差し引いて返金いたします。
 - (2) 英語講座開始後の契約解除の場合、講座受講料（教材代金含む）から①～③を差し引いた金額を返金いたします。
 - ① 解約申し出日までに実施された講義の対価に相当する受講料（解約お申し出までに実施済みの講座の回数に講座の単価4,990円（税込）をかけた金額）
 - ② 使用された教材の価格相当額を控除した金額。
 - ③ 講座受講料（教材代金含む）から①及び②の金額を控除した額の20%に相当する金額または、50,000円のいずれか低い金額。
7. 講座開始後に、募集する、オプション講座等についてもこの規定を適用します。
 8. 受講の申し込みが十分に集まらなかった場合、講座自体の開講を行わない場合がございます。その場合、受講料は全額返金致します。
 9. 頂いた個人情報は早稲田大学生協同組合個人情報保護方針（<https://www.wcoop.ne.jp/common/policy.pdf>）に則り早稲田大学生協が管理します。

以上